お知らせ

令和2年4月1日より、各公民館の使用料を改定します。

区分	公民館	室名等	1時間あたり
<u></u>	→ MM		の使用料
ホール・集会室等中央公民館		会議のとき	420 円
			(550)
	中央公民館 大ホール		630
		展示・演芸会のとき	(820)
	中央公民館	多目的ホール	
	伊井公民館	多目的ホール	
	坪江公民館	多目的ホール	320
	剱岳公民館	多目的大ホール	
	細呂木公民館	小講堂	(420)
	湯のまち公民館	集会室	
	北潟公民館	集会室	
会議室等	中央公民館	学習室・郷土資料室	
	伊井公民館	学習室	
	坪江公民館	小会議室・創作室	
	剱岳公民館	小和室・会議室	
	細呂木公民館	資料室・図書室	210
	吉崎公民館	小和室・図書室	(270)
	湯のまち公民館	洋会議室・洋研修室	
		第2会議室・視聴覚室	
	本荘公民館	会議室・研修室	
	北潟公民館	会議室・研修室	
	中央公民館	和室・視聴覚室	
		第1・2講義室	
	伊井公民館	和室	
	坪江公民館	和室	
	剱岳公民館	和室	260
	細呂木公民館	工作室・和室	(340)
	吉崎公民館	大和室	
	湯のまち公民館	会議室 (和室)	
		工芸室・研修室(和室)	
	本荘公民館	集会室	
調理(実習)室	伊井公民館・坪江公民館・剱岳公民館・細呂木公民館		320
	吉崎公民館・湯のまち公民館・北潟公民館・本荘公民館		(420)
体育館・講堂	伊井公民館・坪江公民館	・剱岳公民館・細呂木公民館	420
備品	電気窯電気	■ 気料に相当する額で市長が定める	 5額
<u> </u>	 		

備考 1 冷暖房設備を使用した場合は、上記表の()内の金額とする。

2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。